

一般社団法人日本国際保健医療学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本国際保健医療学会と称し、英語名を **Japan Association for Global Health** (略称 **JAGH**) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国際保健医療及び医療協力に関し、会員の研究発表、知識の交換、会員相互間及び関連学会との研究連絡・提携の場となり、国際保健医療の進歩普及に貢献し、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学術大会及び地方会の開催
- 二 会員の研究発表会、学術講演会の開催
- 三 機関誌、論文、図書の刊行、ホームページ等の電子媒体による情報提供
- 四 内外の関係学術団体との連絡及び提携
- 五 国際保健医療に関する資料の収集並びに研究及び調査
- 六 国際保健医療人材の育成
- 七 国際医療協力に関わる諸団体相互の連携及び提携
- 八 優秀な業績の表彰
- 九 その他、前条の目的を達成するに必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

- 一 正会員 本会の目的に賛同し、別に定める会費を納める者で職種を問わない。
- 二 賛助会員 本会の目的に賛同し、別に定める会費を納める個人、または法人
- 三 名誉会員 本会に対して特別の功労のあった者か、または国際保健医療の進歩発展に多大な貢献をした者の中から、理事長が理事会の議を経て推薦する者

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、各会員は、別途定款施行規則に定める年会費を支払う義務を負う。

2 名誉会員は年会費を免除する。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前7条に定める年会費が未納の会員は、退会後も引き続き支払の義務を負う。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- 二 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(代議員)

第11条 この法人に概ね会員総数の10人の中から1人の割合をもって選出される代議員を置く。(端数の割合については理事会で定める。)代議員とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上(以下「法人法」という。)の社員を意味する。

- 2 代議員は、代議員選挙により、正会員の中から選ばれることを要する。
- 3 代議員選挙に関する必要な細則は別途、理事会において定める。
- 4 正会員は、前項の細則で定める一定の資格を満たした後、代議員選挙に立候補することができる。
- 5 代議員選挙において、正会員は代議員を選出する権利を有する。
- 6 選挙権は正会員に付与される。
- 7 代議員選挙は4年に1度実施するものとし、代議員の任期は、選任後に行われる代議員選挙の後、初めて開かれる総会終了の時までとする。
- 8 代議員の再任はこれを妨げない。
- 9 代議員が、総会決議の取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。
- 10 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

- 1 1 正会員は、次に掲げる代議員の権利を代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。
- 一 定款の閲覧
 - 二 代議員名簿の閲覧
 - 三 総会議事録の閲覧
 - 四 代議員の代理権証明書等の閲覧
 - 五 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧
 - 六 計算書類等の閲覧

第4章 総会

(構成)

- 第12条 総会は、代議員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
 - 3 会員は総会を傍聴することができるが、議決権を持たない。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
- 一 定款の変更
 - 二 代議員の解任
 - 三 理事及び監事の選任又は解任
 - 四 理事及び監事の報酬等の額
 - 五 計算書類等の承認
 - 六 会員の除名
 - 七 解散
 - 八 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。
- 2 定時総会の開催日時、開催地及び開催方式（対面方式、オンライン方式、もしくはそれらの併用方式）については、理事長が定めることとする。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(代議員による招集の請求)

- 第16条 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第17条 総会の議長は、理事長とする。ただし、臨時総会の議長はその総会に出席した代議員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名及び代議員の解任
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 法人の解散
- 五 その他法令で定められた事項

(書面決議等)

第20条 やむを得ない理由のために総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法によって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 30名以内
 - 二 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち10名以内を常任理事とする。
- 4 第2項の理事長をもって法人法における代表理事とし、第3項の常任理事をもって、法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、代議員の中から別に定める選挙により選ばれることを要し、総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 常任理事は、理事長が理事の中から候補者を推薦し、理事会の決議によって選定する。

- 4 監事はこの法人又はその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 5 理事及びその配偶者又は3親等以内の親族等の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常任理事は、自己の職務の執行の状況を毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 役員の再任はこれを妨げない。ただし、連続して4期8年（この法人の設立日から最初の事業年度に関する定時総会の終結のときまでの期間については、これに参入しない）を超えることはできない。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第27条 役員は無報酬とする。ただし、その職務のために要した実費は、これを当法人より支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 理事長及び常任理事の選定及び解職
- 2 理事会は、理事会決議により、法人法及び定款に定める事項を除く業務執行の決定を、常任理事会に委任することが出来る。

(招集)

- 第30条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、理事会に学術大会長、世話人代表、専門委員長、事務局等の陪席を求めることができる。

(決議)

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 学術大会

(学術大会)

- 第33条 この法人は学術大会を年1回開催する。
- 2 学術大会の開催方法については、理事会で別に定める。

第8章 常任理事会

(常任理事会)

- 第34条 この法人は、理事会が決議した業務執行に関する具体策の審議決定及び理事会の審議事項の検討等を目的に、理事会の決議により常任理事会を設置することができる。
- 2 常任理事会の構成、権限及び運営に関することは、理事会の決議により別に定める。

第9章 支部会、専門委員会

(支部会、専門委員会)

- 第35条 本会は、理事会の決議により支部会、専門委員会を設ける。
- 2 支部会、専門委員会の構成、権限及び運営に関することは、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第36条 この法人の事務を処理する為に、事務局を設置することができる。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。
- 3 事務局職員の任免は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号及び第三号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告及び附属明細書
 - 二 貸借対照表及び附属明細書
 - 三 損益計算書及び附属明細書
 - 四 財産目録
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を10年間備え置くとともに、定款、役員名簿、代議員名簿及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第39条 この法人は剰余金の分配を行うことが出来ない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報により行う。

一般社団法人日本国際保健医療学会 定款施行規則

(事務局)

第1条 定款第37条に定めるこの法人の事務局を、東京都新宿区戸山1丁目21番1号
国立健康危機管理研究機構国際医療協力局内におく。

(会費)

第2条 会費は、第2項を除き、次のとおりとする。

- 一 正会員の会費は、年額八千円とする。
 - 二 正会員のうち学部学生・専門学校生の会費は、年額三千円に減免する。
 - 三 正会員のうち大学院修士・博士課程学生の会費は、年額五千円に減免する。
 - 四 賛助会員の会費は、年額五万円とする。
- 但し、非営利組織は、年間二万円に減免する。

2 理事・監事・代議員の会費は、年額一万二千円とする。

(賛助会員の特典)

第3条 本会定款第5条に定める賛助会員は、以下の権利を有する。

- 一 本学会のホームページに賛助会員として団体名が記載される。
- 二 メーリングリスト等で、学会の情報を得ることができる。

(学術大会)

第4条 学術大会の筆頭発表者は原則として学会員であることとする。

2 学術大会実行委員会が認めた場合はこの限りでない。

(名誉会員)

第5条 名誉会員推薦規定

- 一 本学会に著名な貢献のあった会員を名誉会員として理事会が推挙する。
- 二 名誉会員の推薦には2名以上の理事の推薦と、本人の同意を要し、理事会で過半数の賛同を得ることを要する。
- 三 名誉会員は年会費を免除する。

(規則変更)

第6条 本校施行規則の変更は、理事会の決議をもって行い、総会にて報告する。

附則

- (一) 本施行規則は、平成25年11月1日から施行する。
- (二) 本施行規則は、平成30年12月2日から施行する。
- (三) 本施行規則は、令和04年12月12日から施行する。
- (四) 本施行規則は、令和05年12月11日から施行する。
- (五) 本施行規則は、令和07年06月01日から施行する。

一般社団法人日本国際保健医療学会 専門委員会に関する細則

(専門委員会)

第1条 一般社団法人日本国際保健医療学会に以下の専門委員会を置く。

- 一 編集委員会
- 二 教育研修委員会
- 三 広報委員会
- 四 国際連携委員会
- 五 コンプライアンス委員会
- 六 研究倫理審査委員会
- 七 移民の健康委員会
- 八 ダイバーシティ強化委員会

2 理事会の決議により、新たな専門委員会を設置することができる。

(専門委員長)

第2条 専門委員長は、理事会により選任された常任理事が務める。

2 専門委員長は必要に応じて、専門委員会を開催し、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上理事会に報告しなければならない。

(専門委員)

第3条 理事はいずれかの専門委員会に属する。

2 専門委員長の指名により、代議員あるいは会員の若干名を各委員会の専門委員とすることができる。

附則

- (一) 本施行規則は、平成25年11月1日から施行する。
- (二) 本施行規則は、平成30年12月2日から施行する。
- (三) 本施行規則は、令和03年05月12日から施行する。

一般社団法人日本国際保健医療学会

代議員、理事、監事選出に関する細則

(選挙管理委員会)

- 第1条 選挙に関する事務は選挙管理委員会（以下委員会という）が行う。
- 2 委員会の委員は、理事会が3名を選任する。理事が選挙管理委員になることを妨げない。
 - 3 委員長は委員の互選による。
 - 4 委員の任期は選挙の終了までの期間とする。
 - 5 委員会の事務は学会事務局で行う。
 - 6 前各項に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項を委員会が定める。

(投票及び当選者の決定)

- 第2条 選挙は無記名投票により行う。
- 2 告示した日までの消印があり委員会に到着したものを有効とする。
 - 3 開票は選挙管理委員会が行う。
 - 4 委員会は候補者別得票数を理事会に報告する。
 - 5 理事会は、原則として得票数により当選者を決定する。
 - 6 当選者が決定したときには、理事長は当選者にその旨を通知する。

(代議員選挙)

- 第3条 代議員は、正会員の中から選挙により互選する。
- 2 代議員選挙の選挙権及び被選挙権は、選挙が実施される年度以前に入会し、当該年度までの減免していない会費を納めている正会員が有する。

(理事選挙)

- 第4条 理事は、代議員当選者のうち、理事候補辞退者ならびに監事候補を希望するものを除いた理事候補者リストから、代議員当選者による選挙により互選する。

(監事選挙)

- 第5条 監事は、代議員当選者のうち監事候補を希望するものに対して、代議員当選者による信任投票を行う。
- 2 監事候補者は、同時に理事候補になることはできない。
 - 3 監事候補に対する信任投票は、不信任票が有効投票総数の過半数に達しなかった場合に、信任されたとみなす。

(定款第11条10と矛盾するので削除します)

附則

- (一) 本施行規則は、平成25年11月1日から施行する。
- (二) 本施行規則は、平成27年11月21日から施行する。
- (三) 本施行規則は、令和04年12月12日から施行する。

一般社団法人日本国際保健医療学会 西日本支部会細則

(西日本支部会)

- 第1条 一般社団法人日本国際保健医療学会の西日本地区の支部として、西日本支部会をおき、名称を、「日本国際保健医療学会西日本支部会」(英文名: Western Regional Branch of Japan Association for International Health) とする。
- 2 支部会独自の会費は新たに徴収しない。

(地域)

- 第2条 西日本支部会の地域を以下に定める。
- 沖縄県、鹿児島県、宮崎県、大分県、熊本県、長崎県、佐賀県、福岡県、高知県、愛媛県、香川県、徳島県、山口県、広島県、岡山県、鳥取県、島根県、和歌山県、奈良県、兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、三重県、愛知県、岐阜県、福井県、石川県、富山県

(世話人)

- 第3条 西日本支部会の役員として世話人をおく。
- 2 世話人は、支部会の運営に関して世話人会を開き審議を行う。
- 3 世話人の選出は、世話人の推薦による。
- 4 世話人の互選により世話人代表を定める。
- 5 世話人は勤務地が西日本地区から東日本地区へ変更となる場合は、本人の希望により世話人を辞任することができる。
- 6 満65歳を過ぎたものは、顧問となることができる。

(事務局)

- 第4条 西日本支部会の事務局を定め、日本国際保健医療学会事務局と連絡を行う。

(機能)

- 第5条 西日本支部会は学術集会「日本国際保健医療学会西日本地方会」(英文名: Western Regional Conference of Japan Association for International Health) を開催する。

附則

- (一) 本施行規則は、平成25年11月1日から施行する。
- (二) 本施行規則は、平成30年12月2日から施行する。

一般社団法人日本国際保健医療学会 東日本支部会細則

(東日本支部会)

- 第1条 一般社団法人日本国際保健医療学会の東日本地区の支部として、東日本支部会をおき、名称を、「日本国際保健医療学会東日本支部会」(英文名: Eastern Regional Branch of Japan Association for International Health)とする。
- 2 支部会独自の会費は新たに徴収しない。

(地域)

- 第2条 東日本支部会の地域を以下に定める。
- 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

(世話人)

- 第3条 東日本支部会の役員として世話人をおく。
- 2 世話人は、支部会の運営に関して世話人会を開き審議を行う。
- 3 世話人の選出は、世話人の推薦により行う。
- 4 世話人の互選により世話人代表を定める。
- 5 世話人は勤務地が東日本地区から西日本地区へ変更となる場合は、本人の希望により世話人を辞任することができる。
- 6 満65歳を過ぎたものは、顧問となることができる。

(事務局)

- 第4条 東日本支部会の事務局を定め、日本国際保健医療学会事務局と連絡を行う。

(機能)

- 第5条 東日本支部会は学術集会「日本国際保健医療学会東日本地方会」(英文名: Eastern Regional Conference of Japan Association for International Health)を開催する。

附則

- (一) 本施行規則は、平成25年11月1日から施行する。
- (二) 本施行規則は、平成30年12月2日から施行する。